

社 長 の た め の お 勉 強

令和 6 年 5 月 1 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

交際費等の飲食費の基準が 5 千円から 1 万円に

交際費は資本金 1 億円以下の企業では、「定額控除限度額（年 800 万円）の特例」と「接待飲食費の 50%損金算入特例」のいずれかの選択適用になります。

令和 6 年度税制改正では交際費等の損金不算入制度について、交際費等の範囲から除外される接待飲食費の金額基準が「1 人当たり 5,000 円以下」から「1 人当たり 1 万円以下」に引き上げることになりました。

現 行	令和 6 年 3 月 31 日 までの支払い分
	1 人あたり 5,000 円以下
↓	
改 正 後	令和 6 年 4 月 1 日 以降の支払い分
	1 人あたり 10,000 円以下

このため、今年の 4 月 1 日からは 1 人当たり 1 万円以下の接待飲食費は全額損金として経費になります。

新型コロナウイルス下でダメージを受けた飲食産業を支援するための政策ですね。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office